

入札参加資格審査（県外建設業者） よくあるお問い合わせ

令和3年12月21日一部改訂

【電子申請・郵送共通】

	Q	A
1	委任状の委任期間について、定期受付の場合は原則令和3年5月1日から令和5年5月31日まで。追加受付の場合は原則令和4年6月1日から令和5年5月31日までとなっているが間違いはないか。	間違いありません。 ※資格の認定期間が、定期受付は令和3年5月1日から令和5年5月31日まで、追加受付は令和4年6月1日から令和5年5月31日までとなっておりますので、それに合わせています。
2	主たる営業所の所在地について、登記上の所在地と事実上の所在地があるが、どちらを書けばよいか。	建設業許可申請書に記載のとおりに記載してください。 ※建設業許可申請書（様式第一号）の項番11「主たる営業所の所在地」 ※入札参加資格審査申請においては、都道府県名からすべて記載してください。
3	消費税及び地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響で納税の猶予を受けているがどうすればよいか。	納税の猶予許可通知書の写しを提出してください。 ※「該当条項」に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による猶予であることが記載されており、かつ審査基準日時点で猶予期間が満了していないものに限りです。
4	資本・人的関係のある関連業者について、すべて書かなければならないのか。	和歌山県の建設工事の入札参加資格を有する者（申請中の者を含む）のみ記載してください。 ※和歌山県内に主たる営業所を有する者は、「県内建設業者」として入札参加資格を取得している場合があり、その場合も記載が必要です。
5	追加で提出が必要な書類があるが（更新後のISO認証登録証明書等）、どこに提出すればよいか。	下記のいずれかの方法により提出してください。なお、提出の際は「受付番号」「商号又は名称」「建設業許可番号」が分かるようにしてください。 ・メール：e0811004@pref.wakayama.lg.jp ・FAX：073-428-1810 ・郵送：〒640-8585（住所記入不要） 「和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班あて」


6	業種追加等により、許可年月日が複数ある場合は、どれを書けばよいか。	審査基準日時点で有効な許可年月日のうち、最も古いものを記入してください。 (例：許可年月日が H29年12月1日のものと、 H30年8月1日のものがある場合、記入するのは H29年12月1日の方です)
7	許可年月日とは何のことか	建設業許可の有効期間の最初の日です。 例：「許可の有効期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで」と通知書等にある場合、許可年月日は、平成30年4月1日です。

【電子申請の場合】

	Q	A
1	電子申請で申請する場合、様式第1号～5号はエクセルで添付することになるのか。	様式第1号～5号について、エクセル様式を添付する必要はありません。様式第1号～5号の内容については、電子申請の手続上で入力が可能です。
2	委任状を郵送する場合に返信用封筒の同封は必要か。 ※令和3年12月押印廃止により郵送不要のため項目削除	電子申請の場合は返信用封筒の同封は必要ありません。申請書一式を郵送する場合（電子申請を行わずに申請する場合）は、委任状の有無にかかわらず返信用封筒を同封してください。
3	電子申請を考えているが、押印が必要な書類は委任状のみか。 ※令和3年12月押印廃止により郵送不要のため項目削除	押印が必要な書類は委任状のみです。
4	添付資料について、いつ添付するのか。	電子申請入力フォームにおいて、様式第1号～第5号該当の項目について回答した後、書類を添付するためのページに進むことができます。 スキャナーやデジカメ等を使用して電子データにしたものを添付してください。 また、情報が読み取れるか（文字が潰れていないか）確認してから添付してください。
5	添付資料のファイル形式は何でも良いのか。	添付可能なファイルの形式は以下のとおりです。 また、1ファイル10MBまで、複数ファ

		<p>イルを添付した場合は合計20MBまで添付できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • doc (Microsoft Office Word) • docx (Microsoft Office Word2007) • xls (Microsoft Office Excel) • xlsx (Microsoft Office Excel2007) • ppt (Microsoft Office PowerPoint) • pptx (Microsoft Office PowerPoint2007) • pdf (PDF ファイル) • csv (CSV ファイル) • txt (テキストファイル) • xml (XML 文書) • htm、html (HTML 文書) • bmp、gif、jpeg、jpg、png、tif、tiff (画像ファイル) • zip (圧縮ファイル)
6	<p>電子申請システムの利用者登録において企業名や代表者名を入力する場所があるが入力必要か。</p> <p>また、メールアドレスは会社の代表アドレスでなければならないのか。</p>	<p>必要ありません。個人法人区分、名前、メールアドレス、パスワードのみ入力してください。</p> <p>また、利用者登録は、入札参加資格審査申請を行う方が連絡のメールを受信・閲覧できるアドレスで登録してください。よって、申請を行う方が受信・閲覧可能であれば、会社の代表アドレスでも、申請者個人のアドレスでも、どれでも構いません。</p>
7	<p>控えを印刷するのを忘れてしまった。</p>	<p>電子申請システム上で、「申請の状況照会」を行うことにより、申請内容を確認することができます（控えとして印刷できます）。</p> <p>〈手順 1〉 申請履歴一覧表示</p> <p>1.申請先の選択（トップページ）画面からログインします。</p> <p>2.申請先の選択（トップページ）画面の【申請履歴を確認する】ボタンをクリックして、申請履歴一覧を表示します。</p> <p>〈手順 2〉 申請内容表示</p> <p>1.【詳細】をクリックして目的の申請内容を表示します。</p>
8	<p>委任状はどのタイミングで送付すればよいか。</p> <p>※令和3年12月押印廃止により郵送不要の</p>	<p>電子申請を行った後、速やかに送付をお願いいたします。審査の完了を待つ必要はありません。</p>

ため項目削除		
9	電子申請サービスにログインできない	<p>●利用者IDを忘れたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ログイン画面で【ログインできないとき】をクリックします。 2.「利用者ID通知申請」にパスワードとメールアドレスを入力し、【次へ】をクリックします。 3.内容確認（利用者ID通知申請）画面で、入力内容を確認のうえ【はい】をクリックします。 4.結果確認（利用者ID通知申請）画面が表示されます。 5.利用者IDを通知するメールが届きます。 <p>●パスワードを忘れたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ログイン画面で【ログインできないとき】をクリックします。 2.「パスワード再発行申請」に利用者IDとメールアドレスを入力し、【次へ】をクリックします。 3.内容確認（パスワード再発行申請）画面で、入力内容を確認のうえ【はい】をクリックします。 4.結果確認（パスワード再発行申請）画面が表示されます。 5.仮パスワードを通知するメールが届きます。 6.メールに記載されている確認ページのURLへアクセスします。 <p>それでも解決しない場合は電子申請サービスのヘルプデスク（0120-470-570）にお問い合わせください。※毎日9時から17時まで対応（土日祝日及び12月29日から1月3日は除く）</p>
10	電子申請で、申請書の入力後、「手続方法入力」というページにおいて、本人区分を問われるが、どちらにすればよいか。	<p>申請者の関係者（従業員、事務員等）が申請を行っている場合は「本人」を選んでください。行政書士等の代理人が申請を行っている場合は「代理人」を選んでください。</p> <p>なお、この選択は審査に影響を与えません</p>

	 <p>↑「手続方法入力」のページ</p>	<p>ので、間違っただとしても修正等の連絡は不要です。</p>
11	<p>氏名の一部に外字があり、電子申請フォームに入力を行うと、「■」と表示されるがよいのか。</p>	<p>必須としている添付書類（以下の3点）の中で、外字部分の正しい表記が確認できる場合は、そのまま申請していただいて構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し ・総合評価値通知書の写し ・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し <p>外字部分が確認できる書類が無い場合は、技術調査課までご相談ください（TEL:073-441-3069）。</p>

【郵送の場合】

	Q	A
1	<p>郵送の場合、「書留」以外の「レターパック」等でもよいのか。</p>	<p>手引き等で御案内しているとおり「書留」による郵送をお願いします。</p>
2	<p>様式5（資本・人的関係のある関連届出調書）の表題部は「新規」「変更」のいずれに○をつけるのか。</p>	<p>全て「新規」に該当します。入札参加資格認定後に変更が生じた場合、「変更」に○を付けて届け出てください。</p>
3	<p>様式5（資本・人的関係のある関連届出調書）に記載する関連会社が多数で、1枚に入りきれない場合はどのようにしたらよいのか。</p>	<p>行を追加していただいても結構ですが、該当のない行の削除はしないでください。 また、複数枚にわたって記載していただいても結構です。</p>
4	<p>主たる営業所以外を契約する場合又は和歌山県内に営業所を有する場合は、直近の営業所一覧を添付することになっているが、それはどのようなものか。</p>	<p>建設業許可申請書や変更届に添付している「別紙二（1）営業所一覧表（新規許可等）」又は「別紙二（2）営業所一覧表（更新）」のうち、直近のものを提出してください。</p>